（整理番号 2614）

長野地方最低賃金審議会

令和８年度　第３回長野県最低賃金専門部会　議事録

令和８年 11 月２日公開

開催日時 場　　所	令和８年８月３日　10 時 25 分～12 時 00 分 長野労働局　２階会議室		
出席状況	公 益 代 表 委 員	出席　３人	定数　３人
	労 働 者 代 表 委 員	出席　３人	定数　３人
	使 用 者 代 表 委 員	出席　３人	定数　３人
主要議題	１．長野県最低賃金の改正審議について ２．その他		

議事録

開会

○藤川賃金室長

定刻より５分ほど早いですが、委員全員が揃っていますので開始したいと思います。長野地方最低賃金審議会、令和８年度第３回長野県最低賃金専門部会を開催したいと思います。まず、定足数の確認です。本日は、委員９名中、９名の委員のご出席を頂いておりますので、最低賃金審議会令第５条第２項に基づき、本部会は、有効に成立していることをご報告いたします。また、本日は、２名の方が傍聴、報道機関１社の方が来られていることを併せて報告します。それでは、これからの審議につきまして、山本部会長よろしくお願いいたします。

○山本部会長

皆さんおはようございます。本日、第３回目の専門部会ということで、おそらく今日、次回が正念場ということになってくるかと思いますが、前回、双方から考え方の基礎、あるいは、それに基づく計算の根拠を説明いただいており、今日また双方からいろんなご意見をお聞きしながら、進めていきたいと考えています。それでは議題、長野県最低賃金の改正審議に入りたいと思います。本日の議事録確認委員を指名いたします。労働者代表委員は竹村委員、使用者代表委員は中村委員にそれぞれお願いしたいと思います。

前回、労使双方から基本的な考え方、それに対する労使の質疑、金額の提示まで行っていただきました。具体的な金額及びその根拠について、今一度整理いたしますと、労働者代表委員からは、いわゆる EU 指令を参考に、令和７年賃金構造基本統計調査の「都道府県別第１表、都道府県、年齢階級別きまって支給する現金給与額、所定内給与額及び年間賞与その他特別給与額」都道府県：長野、産業：産業計における表の中の「きまって支給する現金給与額」の 334,800

円に 12 ヶ月を乗じた金額に「年間賞与その他特別給与額」899,300 円を加え、これを所定月労働時間数 164 時間に 12 ヶ月を乗じた時間数で除した時間単価 2,498 円を基にこの 50%という計算で、現行最賃額を 188 円引き上げて、時間額 1,249 円としたいとご主張をいただいております。

一方、使用者代表委員からは、日本商工会議所が 2026 年 6 月 8 日に公表した「中小企業の賃上げ・賃金改定に関する調査集計結果」に基づき、この集計結果における直近 1 年間の賃金改定額、賃金改定率、賃金改定額率（加重平均）、全体小規模企業地域規模別集計の中の 2026 年度調査（2025 年 4 月と 2026 年 4 月の正社員の賃金を比較）における小規模企業（20 人以下）、賃金改定数である 3.52%をもとに、現行最賃額を 37 円引き上げた時間額 1,098 円としたいとのご主張をいただきました。今回、労使それぞれで、前回から今日までの間に改めて、提示金額などについて、ご協議いただいていると思いますので、基本的な考え方の追加事項や、持ち帰り協議した内容等について発表をお願いしたいと思います。まず、労働者代表委員の方ではいかがでしょうか。

○竹村委員

前回 1,249 円という数字をですね、提示させていただいたのですけれども、改めて考えさせていただき、統計表の「きまって支給する現金給与額」の 334,800 円ですが、ここには、時間外手当も含まれますので、同じ表のすぐ右に記されている「所定内給与額」で改めて計算させていただきます。そうすると、３万円ほど月額が下がるということで、同じような計算をしていくと、1,249 円が 1,170 円という結果になりますので、そこまで下げ、改めて、連合長野の賃金調査と同様に所定内の金額といったところを提示することにしたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

○山本部会長

ありがとうございました。今のお話で前回 1,248 円ということでご提示をいただいており、1,249 円の誤りですかね。ご提示いただいておりますが、今回この場で 1,170 円ということで改めてご提示いただくということですね。

続きまして、使用者代表委員の方からお願いしたいと思います。

○鈴木委員

前回、提示した日商さんの数値で今のところは変更ないということでお願いしたいと思います。

○山本部会長

はい、ありがとうございます。前回と同様、今の時点においては 37 円のご提示ということになります。今、双方から考え方の追加や提示金額について持ち帰ってご協議いただいた内容のご発表がありましたが、双方、質問、ご意見等ございましたらお願いしたいと思います。今の段階ではよろしいですか。

（ないことを確認）

はい、ありがとうございます。

労働者側からご提示いただいた数字が 109 円の増額のご主張ということで間違いないですかね。

（間違いないことを確認）

はい、ありがとうございます。

労働者側からですね、ご提示金額がプラス 109 円の 1,170 円。使用者側からご提示いただいている金額がプラス 37 円の 1,098 円ということで、開きが 72 円ある状況ですので、前回に引き続いて個別協議に切り替えて審議を進めるということでいきたいと思うんですが、よろしいでしょうか。

（個別協議に移行することを確認）

はい、ありがとうございます。それではこれから個別協議で進めてまいりたいと思います。まずは公労、続いて公使という順番で行いたいと思いますので、申し訳ありませんが、使用者側委員の方は一旦退席のほどお願いいたします。この後は、個別協議となりますので、非公開となります。このため、傍聴者の皆様は退室をお願いいたします。

荷物はすべてお持ちいただけますようお願いいたします。全体協議の再開につきましては、追ってお知らせいたします。また、全体協議が再開されるまでの間は 1 階ロビー等でお待ちいただくこともできます。それでは退室をよろしくお願いいたします。

（個別協議）

○山本部会長

大変お待たせいたしました。それでは全体協議に戻ります。本日、改めて労使双方からの提示金額について確認いたします。労働者側が 109 円引上げの時間額 1,170 円、使用者側が 39 円引上げの時間額 1,100 円となりました。

改めてお互いの主張を持ち帰ってご検討していただきまして、次回も個別協議を行うことも含めて検討した上で審議を進めていきたいと思います。日程等について、事務局から説明をお願いいたします。

○藤川賃金室長

次回、第 4 回専門部会ですが、明後日の水曜日、 8 月 5 日、場所は同じで、時間は 30 分早め、午前 10 時から開始ということで予定しています。また、午後は本審を 15 時から予定しております。以上でございます。

○山本部会長

ありがとうございます。開始時間については予定のとおり 10 時からでよろしいですか。

（よいことを確認）

はい、ありがとうございます。それでは皆様方にはご多忙の中、引き続きご審議をお願いしたいと思いますので、ご出席のほどよろしくお願いいたします。議題（2）のその他について、事務局から何かありますでしょうか。

○藤川賃金室長

特にございません。

○山本部会長

ありがとうございました。最後に、労働者代表委員から何かありますでしょうか。

（ないことを確認）

使用者代表委員から何かありますか。

（ないことを確認）

本日これで閉会になります。また少し時間が遅くなってしまい申し訳ありませんでした。本日はありがとうございました。

閉会